

会第7号

滋賀県議会会議規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

提出者 滋賀県議会議会運営委員会
委員長 石田 祐介

滋賀県議会会議規則の一部を改正する規則

滋賀県議会会議規則（昭和31年滋賀県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

- 第1章 総則（第1条 第13条）
- 第2章 議案および動議（第14条 第19条）
- 第3章 議事日程（第20条 第24条）
- 第4章 選挙（第25条 第34条）
- 第5章 議事（第35条 第48条）
- 第6章 発言（第49条 第63条）
- 第7章 委員会（第64条 第76条）
- 第8章 表決（第77条 第88条）
- 第9章 請願（第89条 第94条）
- 第10章 公聴会および参考人（第95条 第101条）
- 第11章 秘密会（第102条・第103条）
- 第12章 辞職および資格の決定（第104条 第107条）
- 第13章 規律（第108条 第115条）
- 第14章 懲罰（第116条 第122条）
- 第15章 会議録（第123条 第126条）
- 第16章 協議等の場（第127条）
- 第17章 議員の派遣（第128条）
- 第18章 補則（第129条）

付則

第17条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第63条の見出し中「取消」を「取消し」に改める。

第72条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

第124条中「はかつて」を「諮つて」に改め、第17章中同条を第129条とし、同章を第18章とする。

第16章中第123条を第128条とし、同章を第17章とする。

第15章中第122条を第127条とし、同章を第16章とする。

第14章中第121条を第126条とし、第120条中「取消を」を「取消しを」に、「の取消」を「の取消しまたは訂正」に改め、同条を第125条とし、第119条を第124条とし、第118条を第123条とし、同章を第15章とする。

第13章中第117条を第122条とし、第116条を削り、第115条を第121条とし、第114条を第120条とし、第113条を第119条とする。

第112条中「かわつて」を「代わつて」に改め、同条を第118条とし、第111条を第117条とする。

第110条第2項中「第96条（（秘密の保持））第2項」を「第103条（（秘密の保持））第2項」に改め、同条を第116条とする。

第13章を第14章とする。

第109条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改め、第12章中第109条を第115条とし、第102条から第108条までを6条ずつ繰り下げ、同章を第13章とする。

第11章中第101条を削り、第100条を第107条とし、第99条を第106条とし、第98条を第105条とする。

第97条第2項中「はかり」を「諮り」に改め、同条を第104条とし、第11章を第12章とする。

第10章中第96条を第103条とし、第95条を第102条とし、同章を第11章とし、第9章の次に次の1章を加える。

第10章 公聴会および参考人

（公聴会開催の手續）

第95条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所および意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示するものとする。

（意見を述べようとする者の申出）

第96条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由および案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第97条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者および学識経験者等（以下「公述人」と

いう。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者およびその他の者の中から、議長が議会運営委員会に諮つて定め、本人にその旨を通知する。

- 2 議長は、あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者および反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を定めなければならない。

(公述人の発言)

第98条 公述人が公聴会において発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

- 2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその意見を聴こうとする案件の範囲を超え、または公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、または退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第99条 議員は、公述人に対し、質疑をすることができる。

- 2 公述人は、議員に対し、質疑をすることができない。

(代理人または文書による意見の陳述)

第100条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、または文書で意見を提示することができない。

ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第101条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所および意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

- 2 参考人については、第98条((公述人の発言))から第100条((代理人または文書による意見の陳述))までの規定を準用する。

別表中「第122条関係」を「第127条関係」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第72条第2項の改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において議長が定める日から施行する。